

令和3年度 有害鳥獣防除事業実施のお知らせ

●補助対象者: 有害鳥獣による農作物被害の防止のため、令和3年度において、有害鳥獣防除事業を実施しようとする方を対象とします。

●補助金額及び申請方法

補助対象資材	補助内容／申請方法
① 防除柵 設置事業 【補助対象経費】 1.電気柵 2.ネット 3.フェンス 4.トタンの購入に要する経費	【補助内容】 ○対象資材の購入に要する経費の1/2以内又は60,000円のいずれか低い額とし、同一年度1世帯当たり60,000円を限度とします。 ○地域での取組みの場合、原材料費の1/2以内又は地域の世帯数に60,000円を乗じた額のいずれか低い額とし、同一年度当該地域の世帯数に60,000円を乗じた額を限度とします。 ※ただし、経営面積が2.6ha以上の大規模農家については、同一年度一世帯あたり120,000円を限度とします。 ※R3.4.1以降に購入・設置を行ったものが補助金の対象となります。R3.3.31以前に購入したものは、補助の対象となりません。 ※過去に本補助金を受けた農用地等は、原則として事業完了の翌年度から起算して5年を経過していなければ補助対象となりません。 (令和3年度事業については、H28～R2年度に本補助金を受けた農用地は対象となりません。) 【申請期間】 令和3年4月～10月末日 【申請方法】 <u>印鑑、資材購入領収証及び設置状況写真を持参し、防除対象農用地の地番を明らかにした上で、林業振興課または各支所地域振興室・産業建設室の窓口で申請してください。</u> 【注意事項】 ※国・県・市道、農林道、河川敷地内には原則設置できません。 ※申請多数の場合は、予算の範囲内で補助率の調整(補助金額の減額)をする場合があります。 ※補助金交付時期は12月中を予定しています。
※先に資材を購入・設置していただいた後の申請手続きとなります。	
② 捕獲柵 設置事業 【補助対象経費】 1.囲いわな 2.箱わなの購入に要する経費	【補助内容】 ○対象資材の購入に要する経費の1/2以内で1基当り80,000円を限度とします。 ※同一年度地域申請の場合3基まで、個人の場合1基まで申請が可能です。 【要望受付期間】 令和3年4月～6月末日 ※令和3年度中に、捕獲柵の購入を考えておられる方は、6月末日までに一度、林業振興課または各支所地域振興室・産業建設室の窓口へ申し出てください。 【申請方法】 必ず6月末日までに要望の申出をしていただき、その後、 <u>印鑑、2社以上の見積書、捕獲柵管理者の免許状(写し)</u> を持参し、林業振興課または各支所地域振興室・産業建設室の窓口で申請してください。 【注意事項】 ※申請多数の場合は、予算の範囲内で補助率の調整(補助金額の減額)をする場合があります。 ※ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため必ず脱出口を設けてください。 ※設置について、設置場所の検討を十分に行い、土地所有者の土地利用承諾をとるなど他人の迷惑にならないよう注意してください。
※資材を購入される前に、申請手続きが必要です。	

●平成30年7月豪雨災害における有害鳥獣防除柵設置事業の特例

平成30年7月豪雨による災害において、損壊又は滅失等した有害鳥獣防除柵を復旧する事業で、令和4年3月31日までに完了するものについては、上記の規定に関わらず補助対象とします。

ただし、別に類似する補助金等の交付を受けた復旧事業については補助対象としません。

※補助率は対象経費の1/2以内とし、申請期限は令和4年3月31日までとします。

●連絡先: 庄原市 企画振興部 林業振興課 TEL:0824-73-1124 / Fax:0824-72-3322

E-mail: ringyo@city.shobara.lg.jp

西城支所地域振興室 TEL(0824)82-2181 高野支所地域振興室 TEL(0824)86-2113

東城支所産業建設室 TEL(08477)2-5008 比和支所地域振興室 TEL(0824)85-3003

口和支所地域振興室 TEL(0824)87-2113 総領支所地域振興室 TEL(0824)88-3065



お知らせ 令和3年度から、農業共済組合が行う有害鳥獣防除の補助事業「農作物損害防止事業補助金」は廃止されます。

詳細については、農業共済組合にお問合せ下さい。広島県農業共済組合三次支所 三次市和知町 360-5 ☎(0824)66-3111(代表)